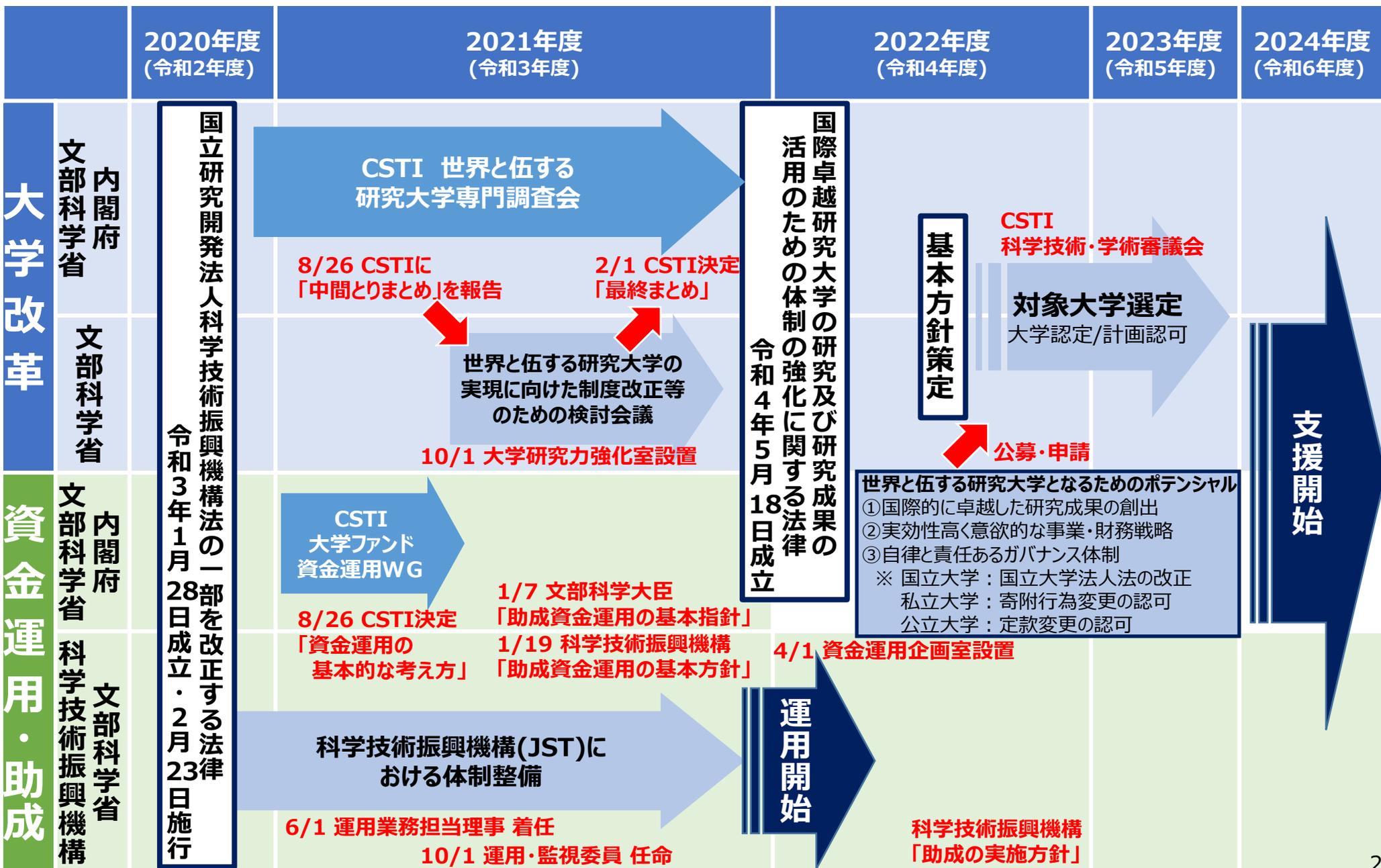


国際卓越研究大学法に基づく 基本方針の策定に向けて

大学ファンドに関するスケジュール



1. 基本方針（記載項目のイメージ）

基本方針（記載事項のイメージ）

一 国際卓越研究大学の研究及び研究成果の活用のための体制の強化の意義及び目標に関する事項

- 1 国際卓越研究大学の研究等の体制の強化の推進の意義
- 2 国際卓越研究大学の研究等の体制の強化の推進の目標

二 国際卓越研究大学の認定に関する基本的な事項

- 1 国際卓越研究大学の認定の申請の主体
- 2 国際卓越研究大学の認定に関する留意事項
- 3 国際卓越研究大学の認定に関する基準
 - ①～⑦ 法第4条第3項第1～7号に関する基準
- 4 総合科学技術・イノベーション会議及び科学技術・学術審議会への意見聴取
- 5 認定した国際卓越研究大学の公表
- 6 国際卓越研究大学の認定の取消し

三 国際卓越研究大学研究等体制強化計画の認可に関する基本的な事項

- 1 国際卓越研究大学研究等体制強化計画の申請の主体
- 2 国際卓越研究大学研究等体制強化計画の記載事項に関する留意事項
 - (1) 研究等体制強化の目標
 - (2) 事業の内容、実施方法及び実施時期（イ～ホ）
 - (3) 事業を実施するために必要な資金の額及びその調達方法

基本方針（記載事項のイメージ）

三 国際卓越研究大学研究等体制強化計画の認可に関する基本的な事項

- 3 国際卓越研究大学研究等体制強化計画の認可に関する基準
- 4 総合科学技術・イノベーション会議及び科学技術・学術審議会への意見聴取
- 5 認可した国際卓越研究大学研究等体制強化計画の概要の公表
- 6 国際卓越研究大学研究等体制強化計画の変更
- 7 国際卓越研究大学研究等体制強化計画の実施状況の評価
- 8 国際卓越研究大学研究等体制強化計画の認可の取消し

四 国際卓越研究大学研究等体制強化助成に関し、国立研究開発法人科学技術振興機構が遵守すべき基本的な事項

- 1 助成の実施に関する方針の作成
- 2 助成の実施に関する留意事項

五 科学技術の振興及びイノベーションの創出の促進に関する施策その他の関連する施策との連携に関する基本的な事項

六 その他国際卓越研究大学の研究及び研究成果の活用のための体制の強化の推進に関する重要事項

大学ファンドの支援対象大学の選定に向けて

1. 基本的な考え方（1）基本方針の策定

- 基本方針には、国際卓越研究大学制度の意義や目標、国際卓越研究大学の認定、国際卓越研究大学研究等体制強化計画の認可、科学技術振興機構(JST)による助成、科学技術・イノベーション政策との連携に関する基本的な事項など制度運用を行う上で指針となる事項を記載。

(参考)「国際卓越研究大学の研究及び研究成果の活用のための体制の強化に関する法律」(令和4年法律第51号)

(基本方針)

第三条 文部科学大臣は、国際的に卓越した研究の展開及び経済社会に変化をもたらす研究成果の活用が相当程度見込まれる大学の研究及び研究成果の活用のための体制の強化の推進に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めるものとする。

2 基本方針には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 国際的に卓越した研究の展開及び経済社会に変化をもたらす研究成果の活用が相当程度見込まれる大学の研究及び研究成果の活用のための体制の強化の推進の意義及び目標に関する事項
 - 次条第一項の国際的に卓越した研究の展開及び経済社会に変化をもたらす研究成果の活用が相当程度見込まれる大学であることの認定に関する基本的な事項
 - 第五条第一項に規定する国際卓越研究大学研究等体制強化計画についての同項の認可に関する基本的な事項
 - 第七条に規定する国際卓越研究大学研究等体制強化助成に関し、機構が遵守すべき基本的な事項
 - 科学技術の振興及びイノベーションの創出の促進に関する施策その他の関連する施策との連携に関する基本的な事項
 - その他国際的に卓越した研究の展開及び経済社会に変化をもたらす研究成果の活用が相当程度見込まれる大学の研究及び研究成果の活用のための体制の強化の推進に関する重要事項
- 3 基本方針は、科学技術・イノベーション基本法第十二条第一項に規定する科学技術・イノベーション基本計画との調和が保たれたものでなければならない。
- 4 文部科学大臣は、基本方針を定め、又は変更しようとするときは、関係行政機関の長に協議するとともに、総合科学技術・イノベーション会議の意見を聴かなければならない。
- 5 文部科学大臣は、基本方針を定め、又は変更したときは、当該基本方針を公表しなければならない。

- 基本方針の策定については、「世界と伍する研究大学の在り方について 最終まとめ」を踏まえつつ、科学技術・学術審議会における議論も重ねたうえで案を作成し、パブリック・コメントを実施することを予定。

(参考)「国際卓越研究大学の研究及び研究成果の活用のための体制の強化に関する法律案に対する附帯決議」

衆議院 文部科学委員会 (令和4年4月27日)

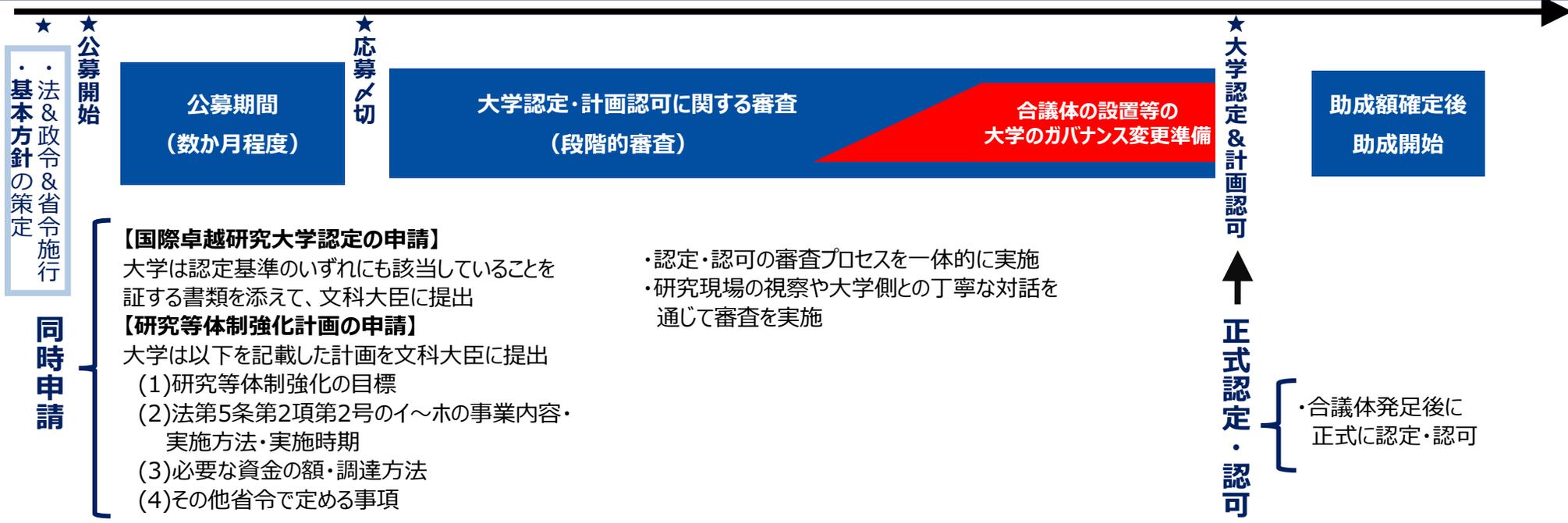
政府及び関係者は、本法の施行に当たっては、次の事項について特段の配慮をすべきである。

- 基本方針の策定における総合科学技術・イノベーション会議等の意見聴取に当たっては、多様な分野の研究者からの意見を十分に反映するとともに議事の内容を公表するなど、透明性を確保すること。(以下略)

※参議院 文教科学委員会 (令和4年5月17日) においても同趣旨の附帯決議。

2. 前回の論点（支援対象大学の選定）

国際卓越研究大学の認定・研究等体制強化計画の認可の審査の流れ（イメージ）



※ 大学ファンドの支援を受ける国立大学法人については、現行の国立大学法人法とは異なるガバナンスが求められるため、遅くとも正式な認定・認可までに法改正を行った上で、合議体を設置することが必要。一方、認定・認可の申請については、国立大学法人法改正が行われることを前提として、ガバナンスの変更計画を明示した上で、変更前でも申請を可能とする。また、大学ファンドの支援を受ける公立大学法人・学校法人についても、同様に、遅くとも正式な認定・認可までに必要な手続き等を経たうえで、合議体を設置することが必要。一方、認定・認可の申請については、それを前提として、ガバナンスの変更計画を明示した上で、変更前でも申請を可能とする。

大学認定基準・計画認可要件	
<p style="text-align: center;">大学認定基準 [法第4条第3項関係] ※①～⑦のいずれも満たす必要</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 国際的卓越した研究の実績を有していること ② 経済社会に変化をもたらす研究成果の活用の実績を有していること ③ 教員組織及び研究環境等の研究の体制が整備されていること ④ 民間事業者との連携協力体制等の研究成果の活用の体制が整備されていること ⑤ 効果的な資源の確保及び配分等の行える運営体制が整備されていること ⑥ 研究に関する業務と管理運営に関する業務の適切な役割分担等の業務執行体制が整備されていること ⑦ 国際的に卓越した研究等を持続的に発展させるために必要な財政基盤を有していること 	<p style="text-align: center;">計画認可要件 [法第5条第2項関係] ※①～③のいずれも満たす必要</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 基本方針に適合するものであること ② 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること ③ 当該大学の研究及び研究成果の活用のための体制の強化に資するものであること

2. 前回議論した論点（支援対象大学の選定）

（1）国際卓越研究大学の認定に必要な要件

論点1（ポテンシャルの確認について）

- ①、②、⑦の定量指標としては例えば以下の指標が考えられるが、他にも適切な候補があるか。
 - ①：総論文数、被引用数Top10%補正論文数の割合、②民間企業等からの研究資金等受入額、⑦：財源の多様化の割合
- ③～⑥の定性基準としては、どのような観点と考えられるか。
 - （例）③：国際化に係る体制、若手・女性研究者の活躍に係る体制、研究インテグリティの確保体制 等
 - ④：全学的な産学連携の体制、スタートアップの支援体制 等
 - ⑤：多様な知見を生かした経営戦略の決定体制 等 ⑥プロボスト、CFO等の活用体制 等

【強化委員会における主なご意見】

- 国際卓越研究大学に認定される一部の大学が、世界最高水準の研究大学を目指すことのみを目的にするのではなく、先進的な取組を他大学にも横展開することにより、日本の大学全体の研究力向上にも繋がるのではないか。
- 「国際的に卓越した研究の実績」として、Top10%補正論文数を指標にする際には、学内で一部の分野が軽視されないよう、学際的な研究や多様な研究を維持・発展する戦略や若手研究者の活躍に係る体制も併せて確認すべき。
- 定量的指標は、現時点の状況だけでなく、伸び率や現在進行形の観点も考慮に入れた方がいいのではないか。



【ご意見を踏まえた対応案】

- 支援対象大学は、知の蓄積と社会的な価値創造やイノベーションの中核拠点として、国際的な頭脳循環のハブとなることや、全国の大学等との連携を強化することで人材の流動性の向上や共同研究の促進等を図り、新しい学問領域を創出・育成し続けることなど、**学術研究ネットワークを牽引する責務**を負うことを基本方針に明記してはどうか。
- 大学のポテンシャルを確認する際には、「国際的に卓越した研究の実績」のみで判断するのではなく、計画と一体的に審査することにより、**大学の持続的成長に向けた研究体制や今後の取組も併せて確認**することとしてはどうか。
- 定量的指標については、世界最高水準の研究大学を目指すに当たって、**現状の値に加えて、将来的な目標値と併せて考慮**してはどうか（例. 将来的に○程度となることを目指し、現時点において△程度を有することといった指標とする）。9

基本方針の作成に向けて

2. 前回の論点（支援対象大学の選定）（1）国際卓越研究大学の認定に必要な要件

法4条3項の項目	国際卓越研究大学の認定に必要な要件のイメージ
① 国際的に卓越した研究の実績 (定量基準)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 総論文数（将来的に○本以上を目指し、現状、△本程度以上） ・ 被引用数Top10%補正論文数の割合(将来的に○%以上を目指し、現状△%程度以上)
② 経済社会に変化をもたらす研究成果 活用の実績(定量基準)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 民間企業等からの研究資金等受入額（将来的に○億円以上を目指し、現状、△億円程度以上）
③ 先端的、学際的又は総合的な研究の 実施に係る教員組織及び研究環境等 の研究の体制(定性基準)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学術研究ネットワーク、国際化に係る体制、若手・女性研究者の活躍に係る体制、事務職員や研究支援者の配置状況、研究インテグリティの確保体制 等
④ 民間事業者との連携協力体制等の 研究成果活用の体制(定性基準)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全学的な産学連携の体制、産学官連携による共同研究強化のためのガイドラインを踏まえた体制整備の状況、スタートアップの支援体制 等
⑤ 国内外の先端的な研究及び研究成果 を活用した新事業の創出の動向、社会 の要請等を踏まえて研究及び研究成果 の活用に必要な資金・人材の確保・配 分並びに知的財産権の取得・活用を行 う体制等の運営体制(定性基準)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 多様な知見を生かした経営戦略の決定体制（経営に関する重要事項の決定、法人の長の選考を行う合議体を設置しており、適切なスキルセットを有する人材が構成員となっていること） 等
⑥ 研究に関する業務の執行と管理運営に 関する業務の執行との適切な役割分担 等の業務執行体制(定性基準)	<ul style="list-style-type: none"> ・ プロボスト、CFO等の活用体制（法人の代表者、教学担当役員（プロボスト）、事業財務担当役員（CFO）が適切に配置され、効果的に役割が果たせるような体制が構築されていること） 等
⑦ 国際的に卓越した研究及び経済社会に 変化をもたらす研究成果活用の持続的 な発展に必要な財政基盤(定量基準)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 財源の多様化の割合

大学ファンドの支援対象大学の選定に向けて

2. 支援対象大学の要件等（2）国際卓越研究大学の認定に必要な要件

法4条3項の項目	「世界と伍する研究大学の在り方について 最終まとめ」の主な関連記載	参考
① 国際的に卓越した研究の実績	<ul style="list-style-type: none"> 世界トップクラスの研究者・学生が糾合する研究領域の創出・育成（World-class Critical Massの形成） 新しい価値を生み出す研究分野間の対話や結合を可能とする卓越し且つ多様な学問分野の展開 	
② 経済社会に変化をもたらす研究成果活用の実績	<ul style="list-style-type: none"> 研究成果の社会実装が社会的価値の創出につながる カーボンニュートラル、DXといったグローバル課題解決への貢献 	
③ 先端的、学際的又は総合的な研究の実施に係る教員組織及び研究環境等の研究の体制	<ul style="list-style-type: none"> 我が国の研究活動の拠点として、学術研究ネットワークを牽引 世界的な研究者マーケットでのトップ研究者や国内外の優秀な博士課程学生の獲得や活躍促進とジェンダーギャップの是正を含むダイバーシティの担保 分野を横断したカリキュラム・デザインに基づく博士課程プログラムの構築 研究室の縦割りを越えて若手研究者が独立して活躍できる場の提供やモチベーションを喚起するアウトカムベースの業績評価の取組方法 研究支援者の積極登用やマネジメント業務などのエフォートの戦略的分配などによる卓越した研究成果の創出に必要な研究時間の確保のための環境整備 グローバルに活動を展開する大学を支える事務職員の採用や意識・資質の向上 世界と伍する研究大学にふさわしい研究インテグリティの確保 	
④ 民間事業者との連携協力体制等の研究成果活用の体制	<ul style="list-style-type: none"> 産業界との組織対組織連携や産学連携収入の増加 大学からのスタートアップ創出やエクイティ獲得 	
⑤ 国内外の先端的な研究及び研究成果を活用した新事業の創出の動向、社会の要請等を踏まえて研究及び研究成果の活用に必要な資金・人材の確保・配分並びに知的財産権の取得・活用を行う体制等の運営体制	<ul style="list-style-type: none"> 内外の叡知を結集してビジョンを明確化、可視化するとともに、そのビジョンによって社会からの支持・支援の好循環を形成し、大学の自律的な機能拡張につなげていくこと 長期の成長戦略にコミットし、取組を加速するため、安定的・継続的な経営方針を維持することが可能な合議体（ガバニングボード）としての意思決定機関を持つこと 合議体の構成員には、世界と伍する研究大学のミッション実現に向けて強い使命感と責任感を有するとともに、大学経営に関する能力を有する者が参画 	
⑥ 研究に関する業務の執行と管理運営に関する業務の執行との適切な役割分担等の業務執行体制	<ul style="list-style-type: none"> 教学面において責任を有するプロボスト、事業財務運営に責任を有する事業財務担当役員（CFO）を設置し、世界と伍する研究大学のミッション実現に向けて、それぞれの者が存分に能力を発揮できる仕組みを整えること 	
⑦ 国際的に卓越した研究及び経済社会に変化をもたらす研究成果活用の持続的な発展に必要な財政基盤	<ul style="list-style-type: none"> 自律的財政基盤を強化 	

2. 前回議論した論点（支援対象大学の選定）

（2）国際卓越研究大学研究等体制強化計画における目標

論点2（目標の適正性の審査について）

- 本制度の趣旨を踏まえ、各大学が計画を作成する際に、①国際的に卓越した研究成果を創出できる**研究力**、②実効性が高く、意欲的な**事業・財務戦略**、③自律と責任のある**ガバナンス体制**のそれぞれについて、**世界トップレベルの研究大学のベンチマーキングを行うこととしてはどうか。**
- また、審査の際にも、ベンチマーキング対象の**海外大学の状況や取組に関する分析結果も参考にして、申請大学の計画を審査することとしてはどうか。**（審査の進展に応じて計画を具体化）

（例）

- ①国際的に卓越した研究成果の創出： 論文の量、質 等
- ②実効性高く意欲的な事業・財務戦略： 事業規模、大学独自基金 等
- ③自律と責任あるガバナンス体制： 経営戦略の策定・執行の体制、監査の体制 等

【強化委員会における主なご意見】

- ベンチマーキングは必要だが、画一的なものを設定するのではなく、大学ごとの特徴を生かせるよう、柔軟に設定すべき。
- それぞれの大学が経営的観念で自らの強みを生かして差別化する際に、具体的な取組ごとにベンチマーキングを行うことで、研究環境やオープンサイエンスなど、改革の方向性の明確化や世界からリソースを獲得する戦略として活用することが求められる。
- ベンチマーキングをする際には、国や地域によって、制度や環境が異なることに留意するとともに、大学を取り巻く制度や環境の違いを把握していくことにより、日本の大学制度の改善を促していくことが期待される。



【ご意見を踏まえた対応案】

- 各大学が、それぞれの**独自性や強み、特色**を生かすことができるよう、個々の目標や具体的な取組に応じて、世界トップレベルの研究大学のベンチマーキングを行うことを基本方針において明確化する方向で検討。
- 各大学の作成する計画の審査においては、国ごとに社会的・文化的背景が異なることに留意するとともに、併せて大学から規制緩和を提案する機会を設けるなど、**双方向型の環境を整備**してはどうか。

大学ファンドの支援対象大学の選定に向けて

2. 支援対象大学の要件等 (3) 国際卓越研究大学研究等体制強化計画の記載事項

法5条2項の記載事項	「世界と伍する研究大学の在り方について 最終まとめ」の主な関連記載	参考
① 研究等の体制の強化の目標	<ul style="list-style-type: none"> ・ コミットメント（例えば、「研究力」や「事業成長」に係る定量的なアウトカム指標の目標値など）の達成状況（結果）を客観的指標に基づいて確認することを主眼とする。 ・ 年3%程度の事業規模の成長を達成し、大学独自の基金の拡充を確実に行うことで、自律的財政基盤を強化。 	
② 目標を達成するために行う事業の内容、実施方法及び実施時期	<ul style="list-style-type: none"> ・ 世界の研究者マーケットからの優秀な研究者獲得に向けた、高額給与の提示を可能とする人事給与制度、柔軟な雇用制度、最先端の研究設備の整備、研究補助者の充実など研究者が研究に専念できる環境の整備、多様な分野間で優秀な研究者が自由闊達に議論し、知的刺激を高め合えることができる日常的な研究環境等の整備。 ・ 国内外の優秀な博士課程学生を一人の研究者として扱う世界標準にあわせた処遇の実施や、基本的な専門知識や先端課題認識力、問題解決力、分析力と強い表現力、プロジェクトマネジメント力などを伸ばしつつ、地球規模課題に取り組むなど、分野を横断したカリキュラム・デザインに基づく博士課程プログラムの開発。 ・ 優秀な若手研究者に対する研究室立ち上げに向けた支援や積極的なテニユアの付与、能力給に基づく高額な給与支給を可能とする雇用システムなどのインセンティブ設計。 ・ 若手研究者に対するグローバルな経験の積極的な付与、自大学からのインブリーディング抑制をはじめとした多様性・流動性の確保の推進などを通じた、世界の大学から競争による優秀な研究者を獲得できる環境の整備。 ・ 研究評価や学生からの評価に応じた資源配分、定期的なピアレビューとその結果による処遇への反映などモチベーションを喚起するアウトカムベースの業績評価の実施。 ・ URAや技術職員といった圧倒的に不足する専門職員や、学術プロセスを熟知した職員の積極的確保。人事、財務、テクノロジー、IRなどの分野における高い専門知識や経営マインドを有する専門家の大学経営人材としての積極的採用・活用とそのため新たな人事制度の構築。英語リテラシーの向上など事務局内のダイバーシティ対応を含む組織力強化の推進。 ・ 世界トップクラスの研究者・学生が糾合する研究領域の創出・育成（World-class Critical Massの形成）に向けた研究分野への集中的投資。 ・ 新しい価値を生み出す研究分野間の対話や結合を可能とする卓越し且つ多様な学問分野を確保するための幅広い研究投資。 ・ AI技術、バイオテクノロジーや量子技術などの国家的戦略重点分野や新興・融合分野、新たな萌芽的挑戦への研究投資の促進。 	
③ 必要な資金の額及びその調達方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 研究上の土壌を豊かにし、大学の持続的成長を図りながら目指すべき大学像を実現するためには、大学固有の知的アセット（有形・無形の知的資産）を磨き上げ、社会との対話の中で知的アセットを適切に価値化していくことで、産学共創、大学発ベンチャー創出とエクイティ獲得、卒業生を含む関係者からの寄附、さらには大学独自基金の拡充などを通して、新しい資金の流れを生み出し続けていくことが重要である。 	
④ その他省令で定める事項		

2. 前回議論した論点（支援対象大学の選定）

論点3（大学ファンドにより実施される取組について）

- **大学ファンドによる支援については**、経営の自由裁量の下で、柔軟かつ適切に決定されることが必要だが、各大学における取組について、「**ファンドからの支援のイメージ（法第5条第2項関係）**」に**挙げられている事例に加えるべき適切な取組があるか。**

【強化委員会における主なご意見】

- 我が国の研究力を全体として強化することができるよう、共同利用共同研究体制や地域の中核大学等としっかりと連携していくという観点を重視すべき。
- 大学ファンドによる支援を、ただ単に使い切ってしまうと取られかねないよう、事業拡大を通じた好循環を生み出すことができるような取組こそが必要である。なお、国内外から優秀な人材の獲得など、具体的な取組を検討する際には、規制があるからできないということにならないよう、実現を阻害する規制の緩和も併せて提案することが望ましい。



【ご意見を踏まえた対応案】

- 支援対象大学は、知の蓄積と社会的な価値創造やイノベーションの中核拠点として、国際的な頭脳循環のハブとなることや、全国の大学等との連携を強化することで人材の流動性の向上や共同研究の促進等を図り、新しい学問領域を創出・育成し続けることなど、**学術研究ネットワークを牽引する責務**を負うことを基本方針に明記してはどうか。
- 大学が示すビジョンや戦略の中で研究上の土壌をいかに向上し続けていくかが示されていることが重要であり、審査の際に確認する方向で検討したい。また、国際卓越研究大学は、人材・知・資金の好循環を形成するため、大学の総合知を活用した社会的価値創出や社会課題解決に資する研究基盤への投資だけでなく、**大学の持続的成長**に向けて、新たな学問分野や若手研究者への投資など、直ちに社会的価値につながる次世代の知の創出にも取り組むことが求められている旨を、基本方針に明記してはどうか。
- 計画の申請に当たっては、大学から**規制緩和を提案する機会**を設けるなど、双方向型の環境を整備してはどうか。

- 国際卓越研究大学は、欧米のトップレベル大学と同様に、大学の総合知を活用した**社会的価値創出や社会課題解決に資する研究基盤への投資**だけでなく、大学の持続的成長に向けて、新たな学問分野や若手研究者への投資など**直ちに社会的価値につながらない次世代の知の創出**にも取り組むことが求められており、**長期的な視野に立って支援**を行っていく必要がある
- 外部資金獲得額等とのマッチングにより、運用益の範囲内で、**各大学に対し数百億円規模の支援**を継続的に実施

ファンドからの支援のイメージ (法第5条第2項関係)

- イ. **国際的に卓越した科学技術に関する研究環境の整備充実**
(例) 研究実証施設や研究センターの整備、共用機器やデータ連携基盤を含めた最先端の研究設備の戦略的整備・更新・維持
- ロ. **優秀な若年の研究者の育成及び活躍の推進**
(例) 安定した若手ポストの確保、博士課程学生の支援、海外研鑽機会の提供
- ハ. **国際的に卓越した能力を有する研究者の確保、研究の支援**
または研究成果の活用のために必要な技術者(技術者等)の確保
(例) 世界トップの研究者の招聘・獲得、グローバル化を支える職員や研究マネジメント等の専門職人材の確保
- ニ. **技術者等の人材育成**
(例) 研究マネジメント等の大学を支える専門職人材の研修
- ホ. **研究成果の活用のために必要な事業を行うための環境の整備充実**
(例) 大学発スタートアップの創出拠点や産学共創拠点の形成

※ 上記はいずれもイメージであり、実際には大学から提出された計画に基づいて活用されることとなる

(参考) 諸外国との教員給与比較

トップ大学では、**世界のトップ人材獲得**のために魅力的な給与、研究費、施設・設備等を提供。

○ 教員給与 (役員以外の教授)

	平均	最高額
スタンフォード大学	2,800万円	1~2億円
ハーバード大学	2,600万円	2~4億円
UCバークレー	2,200万円	6~7千万円
国立大学	1,100万円	3,000万円

※ 世界と伍する研究大学専門調査会 (第2回) 資料を基に作成。

2. 前回議論した論点（支援対象大学の選定）

論点4（支援期間及びモニタリング・評価等について）

- 具体的な支援期間として、**どの程度の期間を設定すればよいか。**また、**モニタリング・評価を行う頻度や内容をどうするべきか。**

【強化委員会における主なご意見】

- 評価に当たっては、リスクベースの発想に沿って、特に指標換算でモニタリングをして、問題がなければ、そのまま進んでいくことにしてはどうか。単にアカウントビリティのための評価や、モニタリングや評価のための業務は避けるべきであり、次のフェーズに移行する際などに、しっかりと評価をするべきではないか。長期的にリスクベースでの評価システムを構築すべき。
- 大学の機能拡張に係るファイナンスについて、補助金ベースのモデルから、新しい自律的な経営モデルに変えていくという視点が重要であり、その観点や教育研究の時間軸を踏まえて支援期間の設定も検討すべき。



【ご意見を踏まえた対応案】

- 過度な透明性を求めることで短期的な成果主義に流されないよう、長期的に大学の取組や活動を後押しすることができるよう、モニタリングに当たっては、事業成長及び研究力等の大学が提示するビジョンに係る**コミットメントの達成状況を、客観的な指標に基づいて確認することを主眼**とし、問題がなければ、支援を継続することとしてはどうか。
- 支援期間については、大学ファンドの目的に照らし、対象大学において財政基盤の自律化が果たされるまでの間、継続的・安定的に支援を行うとの目的を踏まえれば、**長期の期間（例えば25年）を目安とし、その範囲内で、大学自ら、目標や計画と併せて設定**してはどうか（支援からの早期の卒業含む）。
- その上で、厳格な結果責任を求める観点から、**一定期間（例えば、6年～10年）ごとに、支援の継続の可否に係る評価を実施**することとするが、短期的な大学の活動内容のプロセスを問うのではなく、支援を受けるに当たって求めたコミットメントが、一定期間連続して達成されない場合など、中長期的な観点から結果責任（例：計画認可の取り消し（＝大学ファンドによる支援の打ち切り））を問う形とする方向で検討したい。

3. 前回の議論を踏まえた追加論点

3. 前回の議論を踏まえた追加論点

追加論点1 (事業規模の考え方)

- 各大学の事業規模（3%事業成長の対象）はどの範囲とすべきか。
- 諸外国のトップレベルの研究大学は、確立された研究分野を牽引することに加え、新たな学問領域を生み出し、教育プログラムの革新を図るとともに、研究成果の社会実装や新産業の創出支援を担うなど、幅広い役割を果たしており、大学の機能を大幅に拡張している。これらを踏まえると、国際卓越研究大学に求められる事業成長目標(3%)は、特定の費目だけの成長ではなく、原則として、**大学全体の事業規模の成長を見ていく必要があるのではないか。**
- また、大学の機能を大幅に拡張していくことに着目する必要があることから、単に収入を得た時点ではなく、原則として、それを**支出した時点での事業成長に着目すべきではないか。**また、事業成長に関し、一定程度の成長に相当するだけの外部資金の増もあわせて見ていくとよいのではないか。

(参考) 参議院 文教科学委員会 議事録 (令和4年5月17日)

○国務大臣 (末松信介君)

先生から授業料が上がるんじゃないかというような御指摘もあつたんですけれども、国際卓越大学、世界と伍する研究大学となることを目指しまして、確かに年三%以上の事業成長を求めることといたしてございます。事業規模を広げることで得られる資源を中長期的視点で人材育成とか研究基盤に再投資する好循環を構築することが重要でございまして、したがって、研究内容の充実と関係なく、単に事業規模を拡大させるからといって、授業料の値上げをするということ、経済的負担を増加させるということは全く想定しておりません。これはもう明確に先生にお話し申し上げたいというふうに思います。

それと、このまあ三%、事業を目指していくということについては、稼げるかどうかということについては、純利益が三%上がるというんじゃないくて、事業拡張を併せな、先生方を雇ったりとか施設を造ったりとか、まあ全くそういった意味での三%の拡大でありまして、そういう意味では、大学の権能の、機能の拡張に伴うということですから、教育、研究、社会貢献にわたる大学全体の質、規模が拡大していったら、年間三%以上の事業成長実現を目指しているということでもあります。

教育も広がり、研究力も高まり、社会貢献も高まるという、そのことを、そして雇用も当然生み出されるという、こういったことを考えての三%でございまして。

(参考) 衆議院 文部科学委員会 議事録 (令和4年4月27日)

○政府参考人 (池田貴城君)

国際卓越研究大学においては、年三%以上の事業成長を求めることとしておりますので、その際、外部資金の多様化が必要である。これは、大規模な産学連携の推進であるとか、卒業生を含む関係者からの寄附などの自己財源の確保を進めていただき、これと大学ファンドからの支援を活用して、事業規模の拡大を実現していただきたいと考えております。

国際卓越研究大学に求める事業成長は、こうした観点から、国内外の若手研究者がここで自立して研究をしたいと強く思うような、魅力的な研究環境の実現につながるものでございます。

3. 前回の議論を踏まえた追加論点

追加論点2 (助成額の算定)

- 大学ファンドからの毎年度の各大学への助成額は、「外部資金の獲得実績や大学ファンドへの拠出に応じて決定」することとされているが、これらを具体的にどう定義するか。
- 大学ファンドからの毎年度の各大学への助成額は、大学の自律的な経営能力の向上や多様な財源確保を促す観点から、各大学が作成する体制強化計画やその進捗状況をふまえ、**運用益の範囲内で、外部資金の獲得実績や大学ファンドへの拠出などに応じて決定**する予定。
- このうち、当該外部資金については、多様な財源確保を促す観点から、公的資金以外とするとともに、平準化を図るため、例えば、**過去5年間の平均を基準**にすることなどが考えられる。なお、計画の策定に当たっては、運用益の範囲内（全国の博士課程学生支援の200億円程度を含めて、当面3,000億円(実質)が上限）であることに留意が必要であるが、外部資金獲得が、インセンティブになるよう、**外部資金獲得額に一定の係数をかけた金額が支援額として措置される前提**としてはどうか。また、助成金が大学の経営の自由裁量の下で、柔軟かつ適切に使用されるよう、交付金的に措置してはどうか。

(参考)「世界と伍する研究大学の在り方について 最終まとめ」(令和4年2月1日総合科学技術・イノベーション会議決定)

②大学ファンドによる支援の基本的考え方

- ✓ ファンド対象大学当たりの支援規模(額)については、外部資金の獲得実績や大学ファンドへの拠出などに応じて決定し、多様な財源確保による自己資金の充実や研究活動及び若手研究者支援の持続可能性確保のための大学独自基金の成長を促すこととし、そのルールを明確化すること。
- ✓ 大学ファンドによる支援金の使途については世界と伍する研究大学の経営の自由裁量の下で、柔軟かつ適切に決定されることが必要。また、支援金の使途の柔軟性については、実務を担当する事務職員が、安心して積極的に進められるよう、学内においてホワイトリストの共有が徹底されるよう、その共有を図ること。

(参考)参議院 文教科学委員会 議事録(令和4年5月17日)

○政府参考人(池田貴城君)

国際卓越研究大学には、大学ファンドからの支援も活用しながら事業規模を拡大するとともに、独自基金を造成し、財源を多様化していくことが期待されることから、国際卓越研究大学が研究活動を支えるための持続的な財務基盤を構築できるような仕組みを設けることが必要であると考えております。そのため、大学ファンドからの大学への支援に当たっては、実効性高く意欲的な事業・財務戦略の策定を求めるとともに、支援額は外部資金の獲得実績などに応じて決定することを予定しており、自己資金の充実も同時に進めていただくことを想定しております。

また、国際卓越研究大学には、財源の多様化に向けて、大学独自基金の充実のほか、産業界との組織的、組織対組織での連携拡大、研究成果を活用した大学発ベンチャーの創出、大学の機能拡張に伴う幅広い関係者からの寄附金獲得などを通じて強固な財務基盤の確立に向けて取り組んでいただき、将来的には大学ファンドから卒業していただくことも念頭に置いて支援をしてまいりたいと思っております。

大学ファンドの支援対象大学の選定に向けて

2. 支援対象大学の要件等 (5) 大学ファンドへの資金拠出

(5) 大学ファンドへの資金拠出

- 卒業後も含めた大学の成長及び大学ファンドそのものを持続的なものとするため、以下の観点から、**支援対象大学から大学ファンドへ資金拠出を^{しょうよう}憑する（勧める）仕組み**を設ける予定。

- ①卒業時の払い戻しを通じた、将来的な自律的財務運営の実現に向けた大学独自基金の成長
- ②大学ファンドの原資、すなわち運用元本の増強への大学による協力

(参考)「世界と伍する研究大学の在り方について 最終まとめ」(令和4年2月1日総合科学技術・イノベーション会議決定)

②大学ファンドによる支援の基本的考え方

- ✓ ファンド対象大学当たりの支援規模(額)については、外部資金の獲得実績や大学ファンドへの拠出などに応じて決定し、多様な財源確保による自己資金の充実や研究活動及び若手研究者支援の持続可能性確保のための大学独自基金の成長を促すこととし、そのルールを明確化すること。
- ✓ 研究活動及び若手研究者支援の持続可能性確保のための将来的な自律的財務運営の実現に向け、大学独自基金を成長させることが必要であることを踏まえ、大学の独自基金の運用と大学ファンドへの拠出が相俟って大学独自基金を成長させる仕組みや、大学ファンドからの卒業時における大学独自基金への集約などについてのルールを明確にすること。

(参考) 大学ファンドについての議論の整理(令和3年12月23日 財政制度等審議会財政投融资分科会 資料1-2)

(別紙)

5. 大学ファンドの自立、JSTによる資金の自己調達について

- ・大学から大学ファンドへの資金拠出にあたっては、大学に対して何等かのインセンティブを与えるべき。

(参考)「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」(令和3年11月19日閣議決定)

本ファンドの支援に当たっては、参画大学における自己収入の確実な増加とファンドへの資金拠出²⁶を憑する仕組みとし、世界トップ大学並みの事業成長を図る。将来的には、政府出資などの資金から移行を図り、参画大学が自らの資金で大学固有基金の運用を行うことを目指す。

²⁶ 大学からの資金を払い戻す場合には、要件を満たした上で、大学ファンドの安定的な財務基盤を確保しつつ段階的に行う。

- 具体的には、基本方針及び大学の作成する研究等体制強化計画に関し、以下について別途検討。
 - ① 卒業後にも、大学ファンドからの助成金で成り立つ事業規模に近いものを維持する方策 (**大学独自基金の目標額と造成計画**)
 - ② 国立大学寄託金との関係、助成金の活用可能性の整理も含めた、**大学から大学ファンドへの資金拠出の方法及び支援額の決定方法を含めたインセンティブの設定**

3. 前回の議論を踏まえた追加論点

追加論点3 (大学独自基金造成と大学ファンドへの拠出)

- 大学ファンドへの拠出をどのように^{しゅうよう}懇願するのか。また、支援卒業時の払い戻しはどのように行うのか。
- 卒業後も含めた大学の成長及び大学ファンドそのものを持続的なものとするため、以下の観点から、**支援対象大学から大学ファンドへ資金拠出を懇願する(勧める)仕組み**を設ける予定。
 - ①卒業時の払い戻しを通じた、将来的な自律的財務運営の実現に向けた大学独自基金の成長
 - ②大学ファンドの原資、すなわち運用元本の増強への大学による協力
- **将来の自律のためには、大学独自基金の造成が必要不可欠**。そこで、上記観点も考慮をしたうえで、以下のような仕組みとすることはどうか。
 - ✓ 大学ファンドからの卒業後も、運用益により助成金を受けた時のものと近いレベルの事業規模を、次年度以降も維持できるだけの大学独自基金の造成を求め、大学独自基金についての目標値と計画を提出。
 - ✓ 各大学に対しては、3%事業成長に加えて、体制強化の一環として、独自基金造成計画の達成を求める。
 - ✓ 大学ファンドから大学への助成金については、研究環境の整備充実等に向けて、法第5条第2項第2号イ～ホに掲げる事業に用いることとされているが、大学が大学ファンドに資金拠出する形で一旦使用したものについては、卒業時に払い戻された後、各大学で基金に組み入れて運用することも妨げられないことから、このような仕組みを利用することとしてはどうか（その際、各大学独自基金に組み入れて運用することは可となるが、法第5条第2項第2号イ～ホのために使用することは変えない）。

(参考)「世界と伍する研究大学の在り方について 最終まとめ」(令和4年2月1日総合科学技術・イノベーション会議決定)

②大学ファンドによる支援の基本的考え方

- ✓ ファンド対象大学当たりの支援規模(額)については、外部資金の獲得実績や大学ファンドへの拠出などに応じて決定し、多様な財源確保による自己資金の充実や研究活動及び若手研究者支援の持続可能性確保のための大学独自基金の成長を促すこととし、そのルールを明確化すること。
- ✓ 研究活動及び若手研究者支援の持続可能性確保のための将来的な自律的財務運営の実現に向け、大学独自基金を成長させることが必要であることを踏まえ、大学の独自基金の運用と大学ファンドへの拠出が相俟って大学独自基金を成長させる仕組みや、大学ファンドからの卒業時における大学独自基金への集約などについてのルールを明確にすること。

3. 前回の議論を踏まえた追加論点

追加論点4 (大学ファンドの運用益の配分)

- 大学ファンドの運用が安定するまでの間、運用益を大学支援、バッファ確保等にどう配分していくのか。
- 大学ファンドの運用に当たっては「毎年度の支援額を運用益で賄えない場合に備え、3,000億円×2年分のバッファを確保すること」となっており、運用益の配分に関する考え方としても、安定的・継続的な制度運営の観点から、運用益が出なかった場合でもその後の2年間、同額程度の支援を行えるようにすることが重要。
- そのためには、支援に充てるのは、バッファが上限に達するまでは、当年度の配分可能利益(バッファ+運用益)の1/3程度とすべきではないか。
 - ※ 運用益の配分総額は、独法通則法に基づき決定されるが、バッファへの配分イメージは以下のとおり。
 - 支援を開始するまでの運用益は、原則として、6,000億円の上限の範囲内でバッファに計上する。
 - 支援開始の前後に関わらず、大学助成の実施及びバッファへの積立を行ってもなお運用益がある場合には積立金に計上する。
- 大学ファンドから博士課程学生への支援については、当面は200億円程度としているが、国際卓越研究大学への助成と博士課程学生への支援に関して、運用益の状況や各採択校の計画を踏まえつつ、両者にもそれぞれ資金確保の必要性があることを考慮すべきではないか。
- なお、博士課程学生支援については、大学ファンドによる支援に先駆ける形で、一般会計での支援をすでに開始をしているところであり、支援を受けている博士課程学生に不利益が生じないよう、十分に配慮する必要。

3. 前回の議論を踏まえた追加論点

(参考) 「世界と伍する研究大学の実現に向けた大学ファンドの資金運用の基本的な考え方」

(令和3年8月26日総合科学技術・イノベーション会議決定)

- 支援額の安定化の観点から、上記支出目標率の下、国において運用状況と支援ニーズ等を踏まえ毎年度支出率を決定し、過去時価総額の移動平均を乗じて支出額を算出するとともに、機構は、毎年度の大学への支援額を運用収益で賄えない場合に備え、流動性を確保しつつ、バッファ（当面3,000億円×2年分）を確保する。
- 国は運用状況と支援ニーズ等を踏まえバッファの額を適時に見直す。

(参考) 「コロナ克服・新時代開拓のための総合経済対策」 (令和3年11月19日閣議決定)

- ✓ 大学ファンドの財務の健全性を確保しつつ、安定的・継続的な支援の仕組みを構築する。政府の会議体を通じて国の資金が政策目的に沿って適切に使われているか確認し、大学への支援額の決定等を行う。

(参考) 「世界と伍する研究大学の在り方について 最終まとめ」 (令和4年2月1日総合科学技術・イノベーション会議決定)

②大学ファンドによる支援の基本的考え方

- ✓ 大学ファンドから博士課程学生への支援については、当面は200億円程度とし、全ての大学を自動的に対象とするのではなく、これらの人材育成のビジョンを明確にし、真に社会に貢献する人材を輩出することが確認された大学のみを対象とすること。
- ✓ これらの大学ファンドからの支援の在り方については、大学ファンドの運用益や財務状況を踏まえ、関係府省と調整する仕組みとすること。